

講習会受講希望の皆さまへ

令和 6 年度 林業種苗生産事業者講習会のご案内

平素は、滋賀県の森林・林業行政について、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、戦後植えられたスギやヒノキの人工林の多くが利用可能となり、今後、伐採と再造林の増加が見込まれています。再造林の確実な実施のためには、苗木の安定供給が不可欠となることから、県では、優良な林業用種苗の生産供給に対して支援しています。その一環として、林業種苗法に基づく標記講習会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、林業用の苗木生産事業への参入をお考えの方は、林業種苗生産事業者の登録に必要な本講習会を受講していただきますようお願いいたします。

なお、林業種苗法では指定された 8 樹種（すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ、りゅうきゅうまつ）について、林業用に種子や苗木の生産及び配布を行うためには、「生産事業者講習会」を受講し、「生産事業者」として県知事の登録を受ける必要があります。

記

1 講習会の日時および場所

- (1) 日時 令和 6 年 9 月 11 日（水）午前 9 時 40 分から午後 5 時 15 分
- (2) 場所 野洲市北桜 978-95（滋賀県林業普及センター 2 階ミーティングルーム）

2 講習内容および講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2 時間
- (2) 種苗の産地および系統に関する事項 2 時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間

なお、講習において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識（全国山林種苗協同組合連合会 平成 22 年 4 月発行）」を使用するので、各自お持ちください。発行元の全国山林種苗協同組合連合会で購入可能です。

3 講習対象者

林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会受講申込書

申込書は、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および県内各森林整備事務所（高島支所を除く）において配付するほか、滋賀県ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 提出期間

公告日から講習会開催日の7日前までに、最寄りの県内各森林整備事務所（高島支所を除く）に提出してください。

(3) 受講手数料

14,000円相当額の滋賀県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。（証紙への消印等は行わずにお持ちください）

5 その他

講習会の課程を修了した方へは「生産事業者講習会修了証明書」を交付します。

6 問い合わせ先

最寄りの事務所にお問い合わせください。

事務所名	電話番号	ファックス番号
県庁 森林保全課	077-528-3935	077-528-4886
西部・南部森林整備事務所	077-527-0655	077-523-1831
甲賀森林整備事務所	0748-63-6117	0748-63-3927
中部森林整備事務所	0748-22-7717	0748-22-8798
湖北森林整備事務所	0749-65-6617	0749-63-4155

※林業種苗法では、他の者が採取した林業用の種穂または育成した苗木の配布を事業とする「配布事業者」は、県知事に届出を行う必要があります。その場合は本講習会の受講は必要ありません。